

# 「みんなで作る住みよい地域」

(大牟田市地域コミュニティ基本指針)

～ 校区まちづくり協議会の形成に向けて ～

大 牟 田 市

平成 22 年 12 月

## はじめに

あなたはどんなまちに住みたいですか。

価値観やライフスタイルの多様化によってでてくる意見はさまざまありますが、市では、市民が将来にわたって安心して住み続けることができ、「住んで良かった」と自信を持って語る事ができるまちを目指しています。

そのためには、一人ひとりが自分の住んでいる地域を意識し、子どもから高齢者まで多くの市民がまちづくりに参加していく必要があります。

地域はそこに住んでいるみなさんによってつくられています。

## 目 次

<b>1. 基本指針の策定にあたって</b> . . . . .	<b>5 頁</b>
(1) 基本指針策定の背景と目的	
(2) 基本指針の位置づけ	
(3) 地域コミュニティと地域自治組織とは	
<b>2. 大牟田市の地域コミュニティの現状と課題</b> . . . . .	<b>8 頁</b>
(1) 地域コミュニティに関する市民意識	
(2) 地域の組織とその現状	
(3) 地域の組織の課題	
(4) 校区まちづくり協議会の形成に向けて	
<b>3. 大牟田市の地域コミュニティの将来像</b> . . . . .	<b>10 頁</b>
<b>4. 将来像を実現するための環境づくり</b> . . . . .	<b>11 頁</b>
(1) 小学校区を単位とする校区まちづくり協議会の形成	
(2) 活動の拠点確保	
(3) 活動を担う人材の育成	
<b>5. 校区まちづくり協議会及び住民の役割</b> . . . . .	<b>14 頁</b>
(1) 校区まちづくり協議会の役割	
(2) 地域に暮らす住民の役割	
<b>6. 校区まちづくり協議会に対する市の役割</b> . . . . .	<b>17 頁</b>
(1) 校区まちづくり協議会の形成支援	
(2) 校区まちづくり協議会の活動資金確保への仕組みづくり	
(3) 校区まちづくり協議会の活動拠点確保への支援	
(4) 人材育成支援（意識啓発、市民意識の醸成）	
(5) 地域総合窓口の整備と地域担当職員による支援	
<b>7. 校区まちづくり協議会形成の取り組み方</b> . . . . .	<b>19 頁</b>
(1) 誰が中心となって取り組むか	
(2) 校区まちづくり協議会の仕組みを考える	
【大牟田市の校区まちづくり協議会のイメージ図】	
<b>8. これからの地域コミュニティづくりの推進のために</b> . . . . .	<b>21 頁</b>



# 1. 基本指針の策定にあたって

## (1) 基本指針策定の背景と目的

現代社会は時代の変化とともに価値観や生活形態が多様化し、住民と地域の関わりが希薄となり、地域が本来持っている互いに協力し、助け合う機能が低下しています。

また、少子高齢化や核家族化が進む中、地域では高齢者世帯や高齢単身世帯の増加といった課題も大きくなっています。

その他にも、防犯、防災、福祉、環境、教育、文化など、住民の生活に直結する地域課題や住民ニーズが多様化し、複雑になってきており、その対応のすべてを行政サービスで充足することや、安心安全な住みよい地域社会を行政施策だけで実現することは難しくなっています。

このような事情を背景に、地域コミュニティの再生ということが社会的に注目されており、各市町村はもちろん、県や国も地域コミュニティに関する検討を行うなど新たなまちづくりへの取り組みが進められています。

本市では、従来地域のまちづくりの核となってきた町内公民館の加入数の減少に象徴されるように、地域組織の弱体化が進んでおり、まちづくりの担い手や後継者の不足は地域コミュニティの維持すら困難な状況をつくりだしています。

そのため、それぞれの地域に住むみんなが、地域の目指す方向性を共有し自らの力で住みよいまちづくりに取り組み、地域の連帯感に支えられた地域コミュニティの再生を進めるための組織づくりが必要となっています。

そこで、地域コミュニティの形成に向けて、市民みんなが将来像を共有し、共通の目標に向かって進んでいけるよう、この「大牟田市地域コミュニティ基本指針」（以下、「基本指針」といいます。）を策定します。

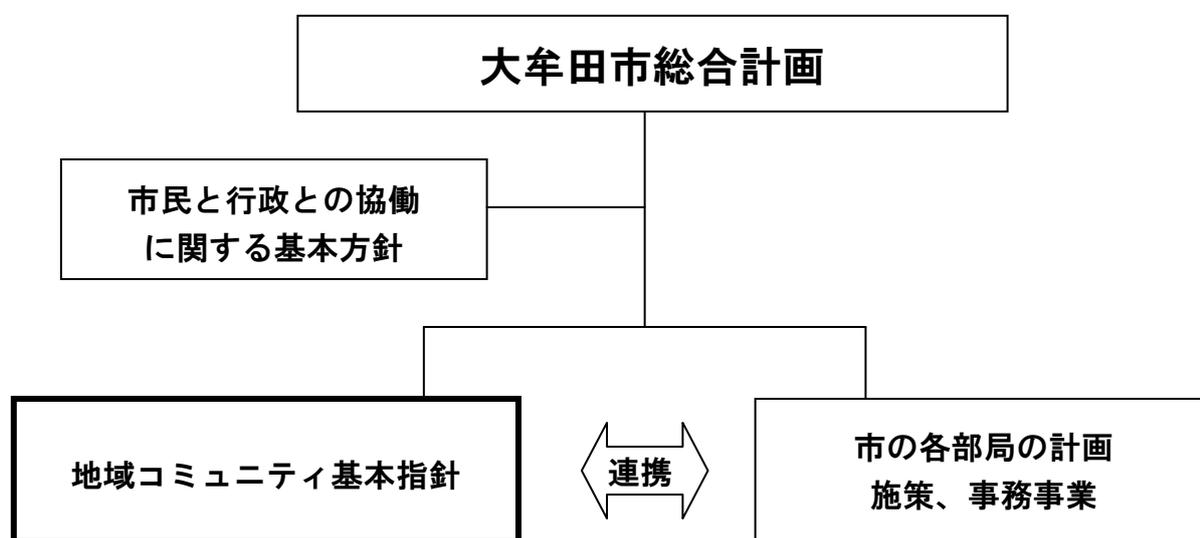
## (2) 基本指針の位置づけ

本市では「やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた」をキャッチフレーズに掲げる総合計画2006～2015において、「いこい、やすらぐ安心都市」「活力と創意にあふれる産業都市」「市民と歩む自立都市」の3つの都市像の実現を目指し、あらゆる分野の施策の基本理念として「市民との協働」を据え、市民と行政が、共通の目標に向かって、互いにパートナーとして連携する「協働によるまちづくり」を進めています。

その主要施策の一つとして「地域のコミュニティの形成」を掲げ「地域住民の自主的な地域社会であるコミュニティの活性化を図るため、住民の意識の醸成を図るとともに、地域のさまざまな活動団体のネットワーク化を進め、地域のまちづくりの推進母体となる地域自治組織の形成に向けた取り組みを進める」こととしています。

それとともに、平成 15 年には、協働を進めるための第一段階として「市民と行政との協働に関する基本方針」を定めています。今回の基本指針では、協働のまちづくりを進める上で、必要な市民と行政のそれぞれの役割を明確にしていく視点を含めて、地域自治組織の形成に取り組むものです。

また、地域コミュニティを形成するに当たっては、さまざまな市の計画との連携を図りながら進めていきます。



### (3) 地域コミュニティと地域自治組織とは

一般的に、コミュニティとは、「一定の地域に居住し、共同、帰属意識を持つ人々の集団」のこととされ、「地域社会」、「近隣社会」の語があげられています。

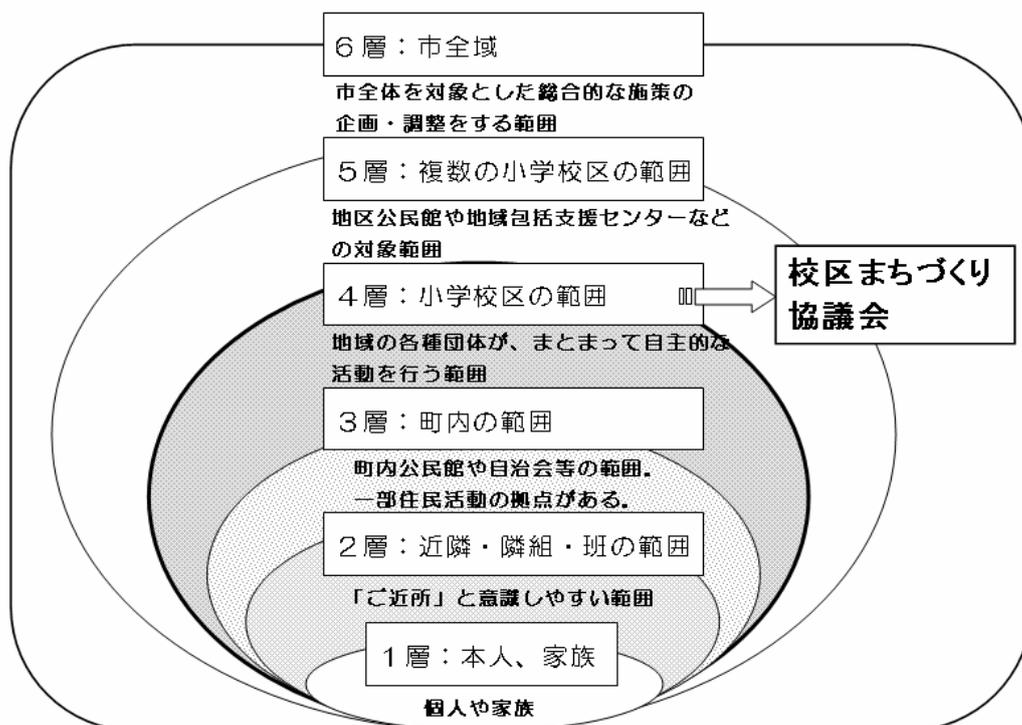
この基本指針では、地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域のことがらに取り組んでいる地域社会を「地域コミュニティ」と定義します。

地域コミュニティは、その地域に住む住民が暮らしや地域のあり方を自ら決めていく時の一つの地域的まとまりであり、住民自治の基礎単位となるものです。その広がりや大きさは、向こう三軒両隣と言われる本当に身近なご近所から、隣組や町内、小学校区、中学校区など、さまざまな範囲が想定できます。

また、地域自治組織とは、住民や地域で活動する各種団体がお互いに地域のさまざまな課題を共有し、主体的に行動できるよう組織化されたものであり、その組織が行政との適切な役割分担のもとに協働して地域コミュニティづくりを行うことが、住民満足度の高い地域の基盤になると考えられます。

この基本指針では、小学校区は地域的まとまりがあり、普段の活動でも基礎的単位として根付いていることなどから、市民と行政がお互いをパートナーとして協働のまちづくりを進めるため、「小学校区単位での地域自治組織」（以下、「校区まちづくり協議会」といいます。）の形成を進めます。

## 地域におけるコミュニティのイメージ



## 2. 大牟田市の地域コミュニティの現状と課題

### (1) 地域コミュニティに関する市民意識

各種市民意識調査の結果からは、「近所づきあいなどの人間関係（支え合い）」の現状にあまり不満は感じていないけれども、より深い近所づきあいを望んでいる市民が多いことが分かります。

また、今後の都市づくりの方向性では「高齢者や障害者をはじめとする誰もが安心して暮らせる都市」が最も望まれており、防犯対策や高齢者福祉サービスの充実が求められています。高齢者福祉の重要施策では、年金等の制度の充実とともに「高齢者を支える地域コミュニティづくりの推進」が高い率で選ばれています。

地域活動への参加意識では「地域をよくする活動は自分も含め住民参加が必要だ」とする割合は高いのですが、その割合が減ってきており、「地域をよくする活動は熱心な人たちに任せておいたほうがよい」とする割合が、少ないながら増えてきています。しかし一方では、これからは「地域住民がお互いに進んで協力し住みやすくなるように心がけなければならない」と思う人の割合は非常に高く、「地域をよくするためには、負担となっても協力する」人の割合が増えているなど、明るい兆しがあります。

### (2) 地域の組織とその現状

本市では、地縁のつながりによって結びついた任意の住民組織として、町内公民館や自治会等（一定の地域的なまとまりで任意に組織された団体で町内公民館に属しないもの、名称は自治会や町内会などさまざま）が組織されており、地域の防犯・防災、環境美化、青少年の健全育成、リサイクル活動など日常における身近な生活課題の解決、会員相互の親睦、地域福祉の向上などのさまざまな活動が自主的に行われています。

小学校区単位での各種組織（団体）には、町内公民館連絡協議会、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、消防団、PTA、子ども会などがあり、それぞれに組織（団体）の活動がなされています。また、子ども見守り隊、自主防災組織などをはじめとして地域の安心安全や青少年健全育成などにも組織的に取り組まれています。

市が施策を進める上で、地域の協力が必要な事業については、事業ごとに組織化を図り、安心安全まちづくり推進協議会、リサイクル推進委員会などの団体が設置されています。

これら既存の組織や団体について、すべてを認識し、理解している人は少なく、また、小学校区における組織や団体相互の関係は、校区ごとにさまざまな実態があり、人により捉え方がまちまちです。

### **(3) 地域の組織の課題**

これらの各種団体の多くは、身近な課題の解決に向けた取り組みや住民相互の親睦活動など、多様な活動を行っていますが、活動に特定の人しか参加しない、催しもの(イベント)への参加者が少ないなどの課題も抱えており、近年、町内公民館や子ども会などの地縁組織の加入率や組織数は減少傾向にあります。また、それぞれに地域で活動をしているものの組織間の横の連携が取りにくく、活動内容が類似しているものも見受けられます。

なかでも、自治会等は町内公民館など他の組織・団体とあまり関わりを持たず、個々に独立して活動していることが多いようです。校区まちづくり協議会の形成を進めるときには、まずは、自治会等の参加がかぎになると考えられます。

市が実施した地域組織への調査では、その活動は一部の住民によって支えられている状況にあり、活動や運営面を担う役員が一人でいくつもの組織の役員を兼ねることも多く、これらの組織の役員は多忙を極めるとともに、住民の参加意識の低下も見られることから、役員の「なり手」がなく、長期在任・高齢化の傾向があります。

一方、市民意識調査では、組織の役員の選出や事業が固定化し民主的でないという意見もありました。

### **(4) 校区まちづくり協議会の形成に向けて**

これからの地域コミュニティの形成のためには、同じ小学校区に住む住民や地域の各種団体が限られた活動の分野だけではなく、お互いに地域のさまざまな課題を共有し、知恵を出し合い、行動できる校区まちづくり協議会の形成が必要になってきています。

校区によっては、地域の課題を積極的に見出し、それらを効率的に解決できるよう、従来の組織や活動のあり方を改善する取り組みが既に行われ、町内公民館や自治会等と各種団体が一堂に会して協議する場を設けたり、それぞれが連携した総合的な地域組織を構成したりして、情報や課題を共有しながら、多様で活発な活動が実施されています。

このような活動を通して、人と人、組織と組織が知り合い、ネットワークをつくることで、お互いの組織の得意とすることや地域の人々の知恵や力、モノといった資源を活用することが可能になります。

また、「自分ができること・努力をすること、住民同士で助け合ってできること、行政でしかできないこと」といった「自助・共助・公助」の視点から住民、地域、市(行政)がそれぞれの役割を考え、お互いがパートナーとして連携・協力をしながら、協働による住みよいまちづくりを進めていく必要があります。

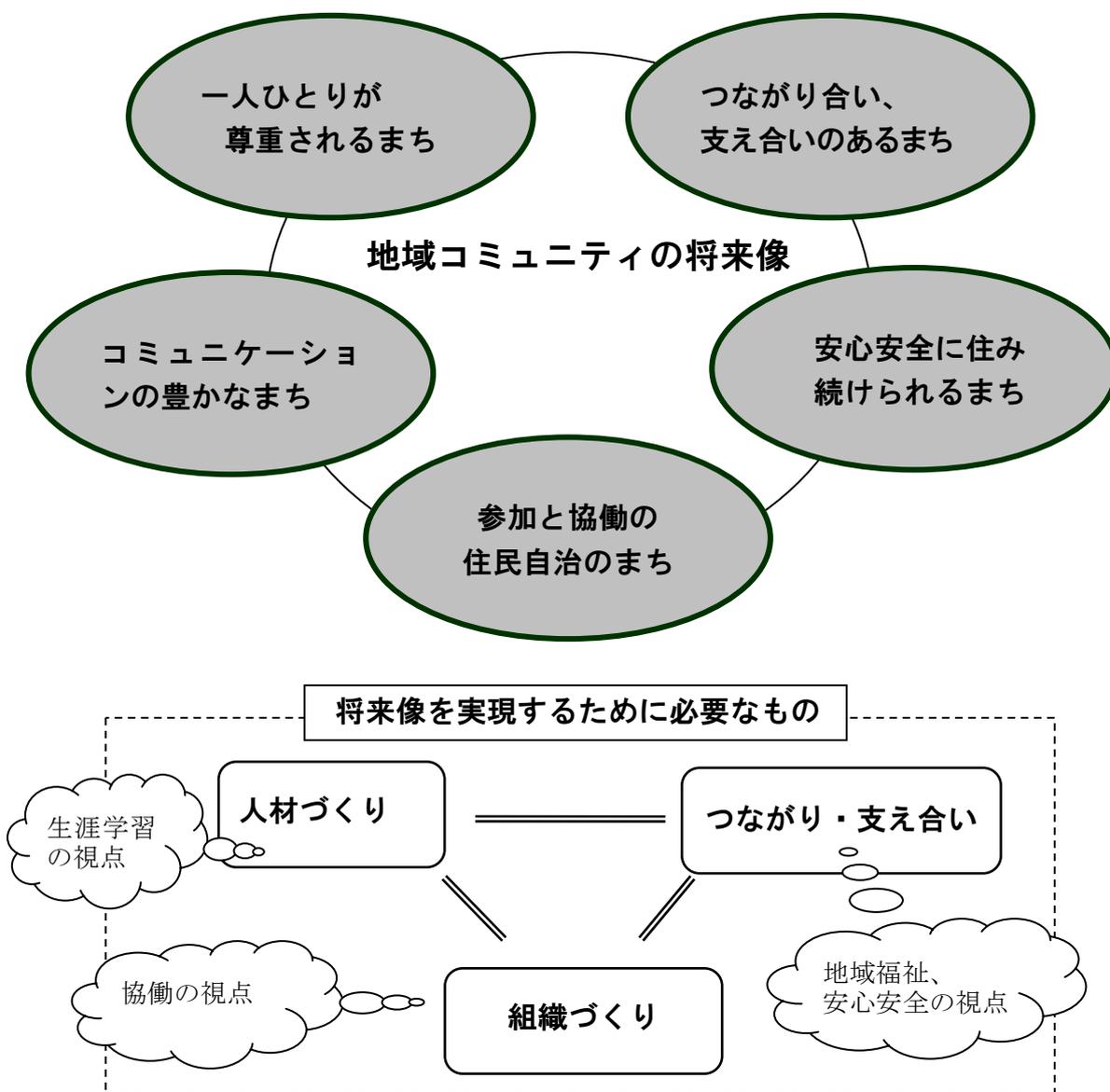
次にあげる、本市の地域コミュニティの将来像や将来像を実現するための校区まちづくり協議会の役割とそこに暮らす住民の役割を、みんなが共有し行動することで、

みんなで作る住みよい地域の実現が期待されます。

### 3. 大牟田市の地域コミュニティの将来像

市では、これまでに「市民ワークショップ」や地域コミュニティに関する「市民意識調査」等を実施しました。その中で、地域の現状や課題、それを解決するための方法や理想とする地域コミュニティのあり方について、さまざまな意見がありました。

ここでは、それらの意見をもとに、誰もが安心して安全に暮らせる住みよい地域づくりを進めていくために、「地域コミュニティの将来像」を描きます。



## 4. 将来像を実現するための環境づくり

### (1) 小学校区を単位とする校区まちづくり協議会の形成

地域の住民が主体的に考え、行動していくには、そこに住むみんなが参加できる住民自治の仕組みとしての組織が必要です。

また、自分たちの住む地域の将来をどのようにしていくのか、どういった事業を推進していくのか、それに伴う財源、活動の拠点、人材はどのように確保していくのかなどを考えていくことが必要です。そして、組織の意思決定を行う手順や組織的に地域課題、生活課題の解決にどう関わっていくかを整理しなければなりません。

これまで本市はその住民自治の機能を町内公民館等の既存組織に頼ってきましたが、現在の組織だけでは、全住民を対象として活動することは困難になっており、新たなネットワークの構築が求められています。

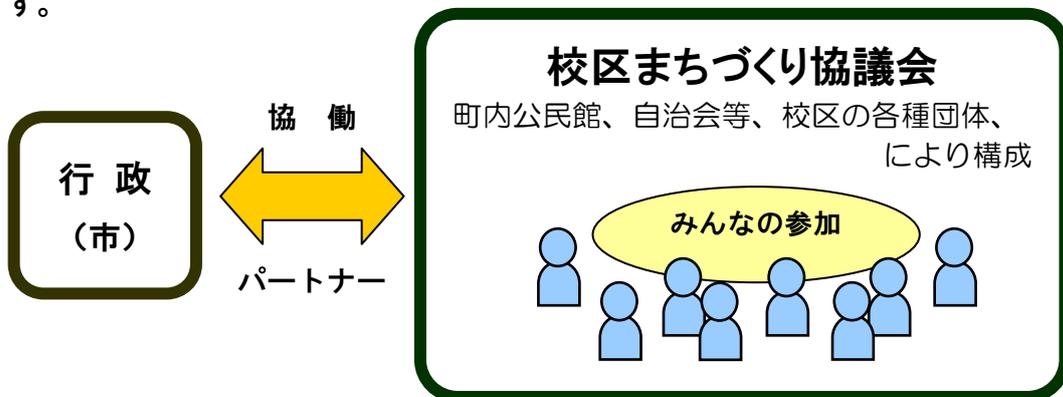
そこで、小学校区単位の地域コミュニティを基礎として、地域内の全住民が関わりを持つことができる仕組みとして「校区まちづくり協議会」の形成を進めます。

### 校区まちづくり協議会は、

世帯を基とした地縁組織である町内公民館や自治会、及び校区内の各種団体を構成団体として組織を構成し、地域の課題やニーズに応え、課題解決や合意形成、連絡調整の場として機能します。

校区の全住民の総意を反映する自主的な自治組織とするために、校区のすべての住民が参加できるものです。

校区まちづくり協議会への加入は、校区内の組織や団体単位で行われ、加入した組織や団体の構成員となることで校区まちづくり協議会の加入者となります。



『校区まちづくり協議会の活動には、  
誰もが参加することができます。』

## **(2) 活動の拠点確保**

地域では、防犯・防災活動や環境美化活動、福祉活動（健康づくり、単身者高齢者の見守りなど）など、さまざまな活動の取り組みが想定されます。それらの活動を継続的に実施するためには、事務所や集会所、倉庫など、活動の拠点となる場所の確保が必要です。その拠点が世話役の常駐など常に人がいて、普段から誰もが気軽に立ち寄り会話ができるような場所であれば、そこに人が集まり、情報も自ずと集まります。その中から新たな活動やネットワークが生まれ、広がっていくことで人と人とのつながりや支え合いのある地域になることが期待されます。

## **(3) 活動を担う人材の育成**

### **①地域の一員としての意識づくり**

地域のまちづくりは、一人ひとりが地域の一員としての意識を持つことから始まります。そのためには、地域の活動へ気軽に参加し交流できる機会を設けたり、地域に関心をもつような取り組みが必要です。

### **②地域活動を支えるリーダーをはじめとする、多様な人材の発掘と育成**

「まちづくりは人づくり」といわれることも多く、地域のまちづくりや活動を進めるためには、まちづくりを実践する人と、将来の地域の担い手となる次世代の人材を発掘・育成することが必要です。

地域にはたくさんの人が住んでいて、それぞれに得意なことや経験・知識を持っています。それを地域の財産として活用できれば、多様な住民の参加となり組織の活性化にもつながります。

また、活動にはリーダーだけではなく企画や調整、実動するメンバーなどの人材も育成し確保する必要があります。その役割は状況に応じて、さまざまな人が役割を担えるよう、人材の育成を図っていく必要があります。

みんなが連携し協力して取り組むことで、負担の少ない参加しやすい活動にしていけることができます。

### **③地域活動を進める上でのアドバイスやコーディネートができる人材の育成**

地域にはそれぞれの特徴があり、課題もさまざまです。地域の中で課題が速やかに効率的に解決されるためには、取り組みや組織の運営方法についてのアドバイスや支援などが必要です。

また、さまざまな地域団体や NPO、地域住民と地域団体・組織、地域と行政など、それぞれの得意分野をもちよることができれば、地域での共通の課題に効率よく取り組むことができます。そのためには、それぞれの間にとって、関係を結びつけて調整を図ったり、まちづくり活動の計画や実践の中で課題に直面した際に、その解決に必

要な指導や助言、専門的なアドバイスができるコーディネーターとしての人材が必要です。

## 5. 校区まちづくり協議会及び住民の役割

### (1) 校区まちづくり協議会の役割

#### ① 住民自治機能

地域の各種団体のネットワーク化を図り、地域が抱える問題・課題について地域住民自らが把握し、話し合い、協力して解決していくことにより、住民ニーズを反映した住みよい地域社会の実現につながります。

《活動事例、市民ワークショップの意見》

校区内の各種団体が連携した地域行事やイベント等の実施  
年に1回か2回は各種団体が参加した協議会的なものを開催

#### ② 安心安全な地域社会の形成

地域では、これまでも住民が安心して日常生活を営むことができるよう、住民相互の理解と協力のもとに、子どもや高齢者の見守り活動や自主防災組織をつくるなど、行政だけでは対応しきれないきめ細かな活動で、安心安全な地域づくりが推進されてきました。今後も、犯罪や万一の災害に備えての防犯・防災や地域ぐるみの子育て支援、高齢者や障害がある人も誰もが安心して暮らせるような地域の支え合いなどに取り組むことが必要です。

《活動事例、市民ワークショップの意見等》

子ども見守隊、自主防災組織、安心安全まちづくり協議会 など  
高齢者の見守りや訪問活動、夜間パトロール隊の結成、空き地を活用した花壇整備、安心安全マップの作成

#### ③ 生活環境の維持・改善

防犯灯・街路灯の維持管理や地域の環境美化や清掃活動などを通じて、住民が快適で安全な暮らしを送ることができるよう、生活環境の維持や改善の役割を担います。

《活動事例、市民ワークショップの意見》

防犯灯・街路灯の維持管理、資源回収・リサイクル活動の推進、環境美化活動、道路・河川の一斉清掃、花壇づくり、マナーアップキャンペーンなどの実施

#### ④地域資源の保護・伝承

地域固有の自然や古くから伝わる伝統・文化などの地域の大切な資源を守り、次世代に伝えることで、住民が地域を知り、地域への愛着が深められ、特色を生かしたまちづくりにつながります。

《活動事例、市民ワークショップの意見》

地域のお祭り、行事（大蛇山まつり）、どんど焼き

#### ⑤交流・親睦、支え合い

ご近所付き合いや、日常の何気ないあいさつなどを通じて、住民相互の信頼関係や安心感が生まれます。地域のお祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーションや親睦活動を通じて、住民同士の交流をさらに促進し、親睦を深めることができます。

子どもから大人、高齢者や障害がある人まで、地域に住むお互いが知り合い、理解し合うことが地域での支え合いにつながります。

《活動事例、市民ワークショップの意見》

あいさつ運動、回覧板の活用、地域の広報紙の発行  
誰でも参加できる校区行事の実施（運動会など）  
人権意識の啓発活動

#### ⑥青少年の育成・啓発

次世代を担う子ども達が地域の中で様々な人達と出会い体験を重ねることは、社会の教育力として地域が果たす重要な役割です。

子どもの頃から自然と地域に親しむように、積極的に次世代の育成をしながら地域づくりをすることが、地域の将来をつくることにつながります。

《活動事例、市民ワークショップの意見》

地域ぐるみの子育て支援、世代間交流  
次世代の育成

## ⑦情報発信・情報共有

活動に関する情報を全住民に伝えることはもちろん、校区まちづくり協議会に関わることのメリットを整理し、住民個々の状況に応じた情報を発信します。

また、地域の「こえ」の収集に努めるなど、校区の情報を住民が共有・活用することを可能にすることで、住民の関心を呼び起こすとともに活動への参加を促し、校区の活性化につなげます。

### 《活動事例、市民ワークショップの意見》

パンフレットを作り配布 校区だよりを作って全世帯に配布
--------------------------------

## (2) 地域に暮らす住民の役割

近年、日々の生活では、仕事や家庭、個人の娯楽などが優先し、地域活動がおろそかにされたり、必要ないと思われたりする傾向があります。しかし、地域はそこに住む一人ひとりによってつくられ、そこでの住民の活動が地域に暮らす住民自身の日常生活に直接反映されます。

住んでよかった、住み続けたいと思えるまちをつくっていくためには、私たちみんなが地域のことににかかわり、地域のことを考えて行動することが必要です。

### ①地域の一員としての意識

地域での支え合いや交流は、住民一人ひとりの気持ちから広がっていくものです。地域での目指す方向性をゆるやかに共有しながら、一人ひとりが地域の一員としての意識を持ち、暮らしていくことが大切です。

その中で、子どもや中高生などの若年世代が地域での役割を担えるような工夫をしていけば、自然と意識醸成が図られ、その意識が大人になるまで持続されと考えられます。

### ②地域の活動への参加

まちづくりは、住民みんなが地域に関心を持ち、小さなことから自分たちでできることを考え、行動していくことから始まります。「こんな地域に住みたい」「自分たちのまちは自分たちで支える」という地域づくりの担い手としての意識を持って、主体的に取り組むことが必要です。

また、身近な地域での楽しみや生きがいを見つけてさまざまな活動に参加することが、住んでよかった、住み続けたい、といった地域への愛着にもつながります。

## 6. 校区まちづくり協議会に対する市の役割

### (1) 校区まちづくり協議会の形成支援

地域の課題解決のためには、住民がそれぞれの地域において自律的な自治組織を構成し、地域の課題を主体的に解決していく能力と仕組みを持つとともに、市のさまざまなまちづくりの計画にかかわっていくことが重要となってきます。

そのため、市では、地域の各種団体のネットワーク化を進め、地域のまちづくりの推進母体となる「校区まちづくり協議会」の組織化を支援していきます。

### (2) 校区まちづくり協議会の活動資金確保への仕組みづくり

「校区まちづくり協議会」が、組織を維持し、活動を継続していくためには、規模や活動内容に応じた資金的裏づけが必要です。

その財源としては、会費や寄付金などが基本となりますが、協働のまちづくりにおける公共サービスの担い手という性格を持っていることから、一定の公的資金を交付できる仕組みづくりを進めます。

仕組みづくりを検討するにあたっては、従来の各種補助制度のやり方にとらわれずに、校区まちづくり協議会が一括して受け取って自らの裁量で配分できるなど、自主的なまちづくりの促進につながるような、地域にとって自由度の高いものとすることを目指します。

また、コミュニティビジネスの立ち上げなど、自主財源を拡大する取り組みへの支援も重要な視点です。

### (3) 校区まちづくり協議会の活動拠点確保への支援

地域でのさまざまな活動が継続的に実施されるためには、活動の拠点となる場所が必要です。

そのために、地区公民館・小学校などの既存の公共施設、地域の集会施設など、地域で活用できそうな施設やスペースを地域づくりの核として十分に機能させ、多くの人が集まり、いっしょに活動できる場所の確保に取り組みます。

### (4) 人材育成支援（意識啓発、市民意識の醸成）

多くの住民が地域づくりは自分たちでという意識をもち、さまざまな取り組みが進められるように、地域づくりや地域活動に関する情報を広報紙（広報おおむた）やホームページなどで発信したり、地域活動に対する知識や関心を高めるための講座や研修会を地区公民館や地域の施設を活用して開催したりするなど、研修の場や機会を提供して、人材の育成を図ります。

#### **(5) 地域総合窓口の整備と地域担当職員による支援**

地域の抱えるさまざまな課題に対しては、行政の各部局が情報を共有し、連携して対応できる体制を整える必要があります。

そのために、「校区まちづくり協議会」の各種課題の相談、調整などの対応を一括して受け付ける地域への総合的な窓口となる部署を新たに設置し、これまでのように行政の各部署が個々に地域とかかわるのではなく、市の地域総合窓口が、各校区・地域との接点となり、課題解決に向けた関係部署との連絡調整を担うこととします。

小学校区ごとに対応する地域担当職員を配置し、それぞれの地域課題を総合的に把握することにより、協働による地域づくりを進めます。地域担当職員は、校区まちづくり協議会への助言や支援を行うほか、大きな課題である未加入者対策にも、地域と協力しながら取り組んでいきます。

また、地域と行政が、共に住みよい地域づくりを目指し、対等の関係で協力し合っていくために、全職員に対して、大牟田市地域コミュニティ基本指針及び校区まちづくり協議会について周知と理解を進めると共に、協働のまちづくりに対する職員の意識改革を促します。さらに、職員自身が地域社会の一員であることの認識を改めて促し、地域のまちづくりへの理解と参加を進めます。

## 7. 校区まちづくり協議会形成の取り組み方

実際に校区まちづくり協議会や運営体制の形成に取り組もうとしたときに、いったい誰が動くのか、何から始めればよいのか、といったスタートの切り方は大きな疑問となるところです。

取り組み方は、その校区の状況により、さまざまな方法があると考えられますが、ここでは、標準的と考えられる方法を例示します。

### (1) 誰が中心となって取り組むか

校区住民の自治組織の形成ですから、取り組むのはそこに住む住民自身です。実際には、中心的に取り組む地元の有志や団体などに集まってもらう必要があります。

取り組むパターンは、校区の状況に合わせ次の二つが想定されます。

#### ①新たな協議の場を設ける

校区で活動している各種団体や自治会、有志が寄り合って協議の場を設け、校区内の住民に広く呼びかけて、全体の合意を図りながら校区まちづくり協議会の形成を進めていく。

#### ②既存の校区団体・校区組織が中心となる

校区で活動している既存組織が校区内の各種団体や自治会、個人に呼びかけて、参加・参画を促しながら協議を進め、校区まちづくり協議会の形成を進めていく。

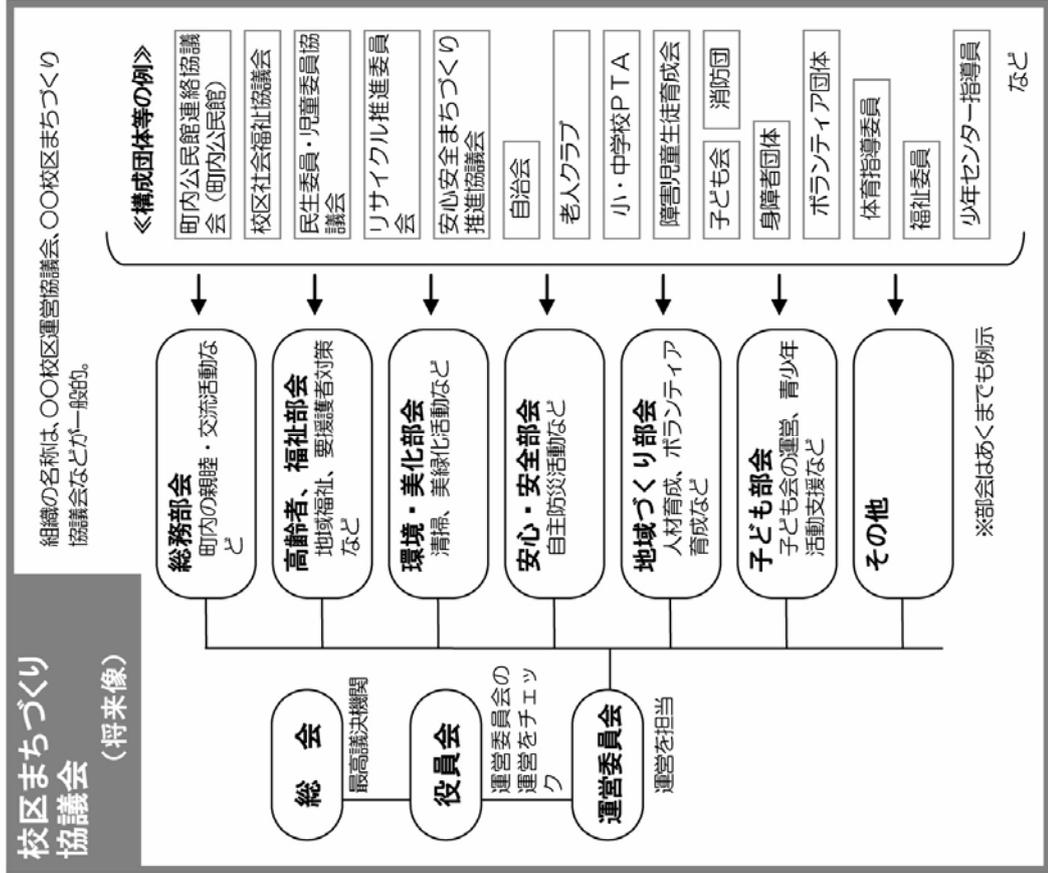
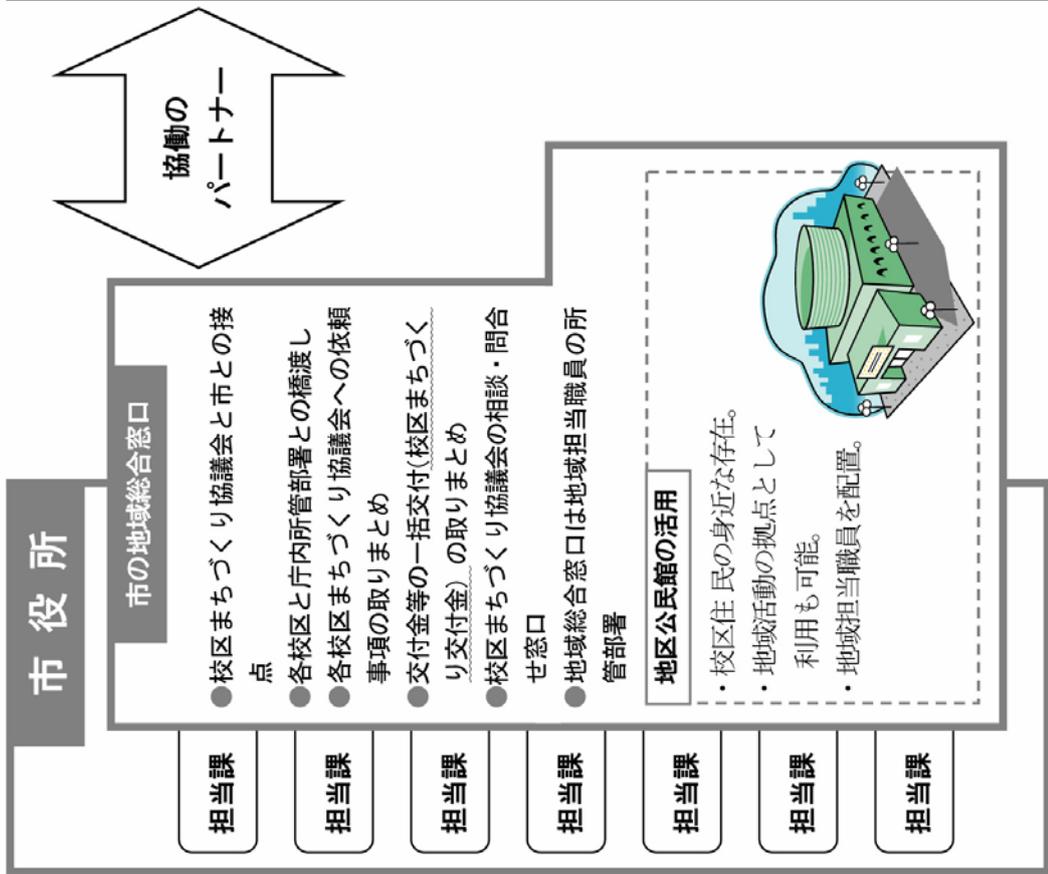
※市（行政）は、住民が取り組みを始めるきっかけとなるよう、地域コミュニティづくりの説明会や講演会などを行うほか、積極的に校区に入り働きかけを行います。

### (2) 校区まちづくり協議会の仕組みを考える

次のページに掲載するイメージ図は、地域コミュニティづくりに先進的に取り組んだ他都市の組織を参考に作成したものです。地域の様々な課題・問題には、組織内に部会をつくり対応しています。

それぞれの地域にあった校区まちづくり協議会を形成するためには、自分たちの校区の課題・問題を洗い出し、対応できる形を考え出さなければなりません。また、組織全体を運営するための規約や事業計画、予算づくりも必要です。

【大牟田市の校区まちづくり協議会と市のイメージ図】



## 8. これからの地域コミュニティづくりの推進のために

地域コミュニティづくりは、地域に住んでいる住民みんながその地域でよりよく暮らしていくための取り組みです。行政だけ、住民だけで考えていくものではなく、お互いが連携し協力していくことが、住みよいまちづくりにつながります。

また、自分たちの地域のことがらは自分たちの責任で決定し、実行し、地域を活性化させていくことが、住民自治を実現することになります。

これまで、行政は福祉、環境、教育などの事業や分野ごとに地域と関わる事が多く、それぞれの部局から個別に仕組みづくりや組織づくりが働きかけられていたため、地域の負担感を増していました。

今後は、地域コミュニティの課題を総合的にとらえ、その課題解決の実現に向け、住民、地域、行政がそれぞれ適切な役割分担のもとに協働して地域コミュニティづくりをして行くことが望まれます。

この基本指針が、地域でのまちづくりに生かせるものとなるように、地域ではその地域の特徴に合った具体的な計画を立て取り組む必要があります。また、市は市が取り組む具体的な方策を住民のみなさんに示し、地域の取り組みを支援していきます。

**大牟田市企画総務部市民協働推進室**

福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

電 話 0944-41-2614 (直通)

ファクス 0944-41-2552 (代表)

メールアドレス [shiminkyoudou01@city.omuta.lg.jp](mailto:shiminkyoudou01@city.omuta.lg.jp)